

長野県が目指す障害者施策の方向

長野県の障害者施策は、様々な障害があっても、社会全体で支え合い、自分が住みたい地域で、地域の方々と暮らしていけるような社会を目指し、どんなに障害が重くとも、人間として当たり前の普通の暮らしができるように、個人を尊重したサービスが行われるべきであると考えます。

長野県は、こうした理念を現実のものとするべく、「西駒郷改築検討委員会」の提言（平成 14 年 10 月）を受け、平成 16 年 3 月に策定された「西駒郷基本構想」に基づき、大規模総合援護施設（コロニー）「西駒郷」入所者の地域生活移行に取り組んできました。その結果、平成 21 年度末までに 248 人の地域生活移行が実現しています。

西駒郷に端を発した取組みは、長野県の市町村・社会福祉法人・NPO 等様々な関係機関に深く浸透し、「西駒郷」入所者の地域生活移行に留まらない、長野県全域の「施設」入所者の地域生活移行に発展してきました。

国においては、平成 25 年 8 月までの施行に向けて新たな障害者総合福祉法（仮称）が検討されている一方で、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法の改正法が成立し、地域生活相談支援や、自立した生活のための支援の充実が期待されています。

さらに、県では、障害者の差別禁止に関する条例の制定に向け、障害のある当事者の方々を含めて、広く県民の皆様の意見を伺いながら、検討を進めて行くこととしています。

こうしたことも踏まえて、長野県では、今後とも、障害のある方が、地域社会で普通に暮らせる社会を実現するために、社会全体で障害のある方々を支えるシステムを構築していきます。

西駒郷基本構想策定及び見直しの経緯

1 西駒郷の歴史

西駒郷が昭和 43 年に開所する前までは、県内の知的障害児者の入所施設は、知的障害児施設が 6 施設（定員 388 人）、知的障害者の施設が 1 施設（70 人）、合計 7 施設（458 人）のみという状況で、新たな施設整備が強く求められました。

当時は、全国的に知的障害者の福祉施設として、生活指導、職業訓練、授産等の機能と長期の居住施設を併せた大規模総合援護施設（コロニー）の整備が検討されており、長野県では全国に先駆けて知的障害児、知的障害者更生、知的障害者授産の 3 つの機能を持った定員 500 人の施設として西駒郷が計画されました。

昭和 43 年に知的障害児施設及び知的障害者更生施設として更生訓練部（200 人、その後 190 人に変更）が開設され、翌年、知的障害者授産施設として生業部（250 人）が、昭和 46 年に重度者の知的障害者更生施設として保護部（50 人、その後 60 人に変更）が順次開設されました。以来、全県域を対象とした入所施設として、県内全域から知的障害のある方々を受け入れてきました。

2 西駒郷の役割見直し等の背景

近年、民間の社会福祉法人による施設整備が進み、平成 16 年 3 月時点で、入所施設は知的障害児施設が 3 施設（120 人）、知的障害者の施設が 39 施設（2,370 人）に増加し、県内の 10 障害保健福祉圏域のそれぞれに施設が設置されました。

また、知的障害者福祉施策は、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害のある方々が自分の生まれ育った地域で生活できることをめざして、従来の施設入所中心から、地域生活の支援へと施策の重点が転換され、各種の在宅福祉サービスの充実が進められています。

平成 15 年度から、利用者の自己決定を尊重した利用者本位の社会福祉制度として、従前の措置制度が利用制度（支援費制度）に移行され、知的障害者の更生援護の実施主体が市町村となりました。

さらに平成 18 年度から障害者自立支援法が施行され、障害者が能力及び適性に応じて自立した生活を営むことができるような障害福祉サービスを行う制度に移行しました。

こうした福祉構造の転換の中で、全国的にも大規模施設のあり方の見直しが叫ばれ、宮城県船形コロニー、国立コロニーのぞみの園等は大規模な縮小の方針を打ち出す等、利用者が施設を出て、地域で暮らすということが、全国的に広がりを見せ始めました。

以上のように、西駒郷を取り巻く社会的状況は開所当時と大きく変化し、改築（H18～H19）に際しては、これらを踏まえて今後の県立施設としての役割、機能、定員等について見直すことが必要となりました。

3 西駒郷改築検討委員会の提言

西駒郷改築検討委員会は、平成 13 年 7 月に発足以来 7 回開催され、平成 14 年 10 月に知事に対して提言がなされました。

その概要は、次のとおりです。この提言を尊重して、西駒郷基本構想を策定しました。

- 全県域対象の長期入所型の大規模総合援護施設（コロニー）として改築すべきではない。
- 今後、入所施設を設置して直接サービスを提供する役割は社会福祉法人に任せ、長野県はその支援、調整等の役割を担うべきである。
ただし、現在までの経過及び現状を踏まえ、当分の間は、長野県が一定程度の入所施設の設定主体としての役割を果たすことが必要である。これについても、将来的には、社会福祉法人にその役割を任せるべきである。
- 利用者の居住環境の早急な改善が必要である。
- 利用者の地域生活の支援体制を全県的に整備し、地域生活への移行を促進することが必要である。
- この地域生活移行は、利用者及び保護者の理解を得て進め、利用者の援護の責任を保護者に転嫁することなく、長野県が責任を負うべきである。

4 西駒郷基本構想の策定及び見直しの経緯

(1) 策 定

- ・平成 15 年度（決定平成 16 年 3 月）（概要は資料編 12 ページ）

(2) 見直し

- ・平成 18 年度（決定平成 19 年 6 月）（概要は資料編 14 ページ）
- ・平成 22 年度（決定平成 23 年 2 月）

5 西駒郷基本構想の概要（平成 22 年度見直し）

（1） 目 的

西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

（2） 性 格

この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、県内の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県がめざす方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。

（3） 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成 15 年度から 24 年度（10 年間）を構想期間としました。

（4） 5か年の地域生活移行推進プラン

平成 15 年度から 19 年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めました。

また、平成 20 年度から 24 年度までの5年間を後期地域移行推進プランの期間とし、引き続き移行を推進します。プランの進行管理は毎年行います。

（5） 西駒郷の将来像

ア 新事業体系への移行と入所者数

- 平成 23 年4月1日から新事業体系に移行し、施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のサービスを提供します。
- 施設入所支援としては、今後も地域生活移行を進め、平成 25 年度以降の入所者数は、110 人程度と見込みます。
- 日中活動の場としては、既存の施設を活用し、西駒郷から地域生活移行した利用者や、在宅の障害者等を支援します。
- 短期入所は引続き継続し、いつでも受け入れができる体制づくりを図っていきます。

イ 西駒郷の運営主体

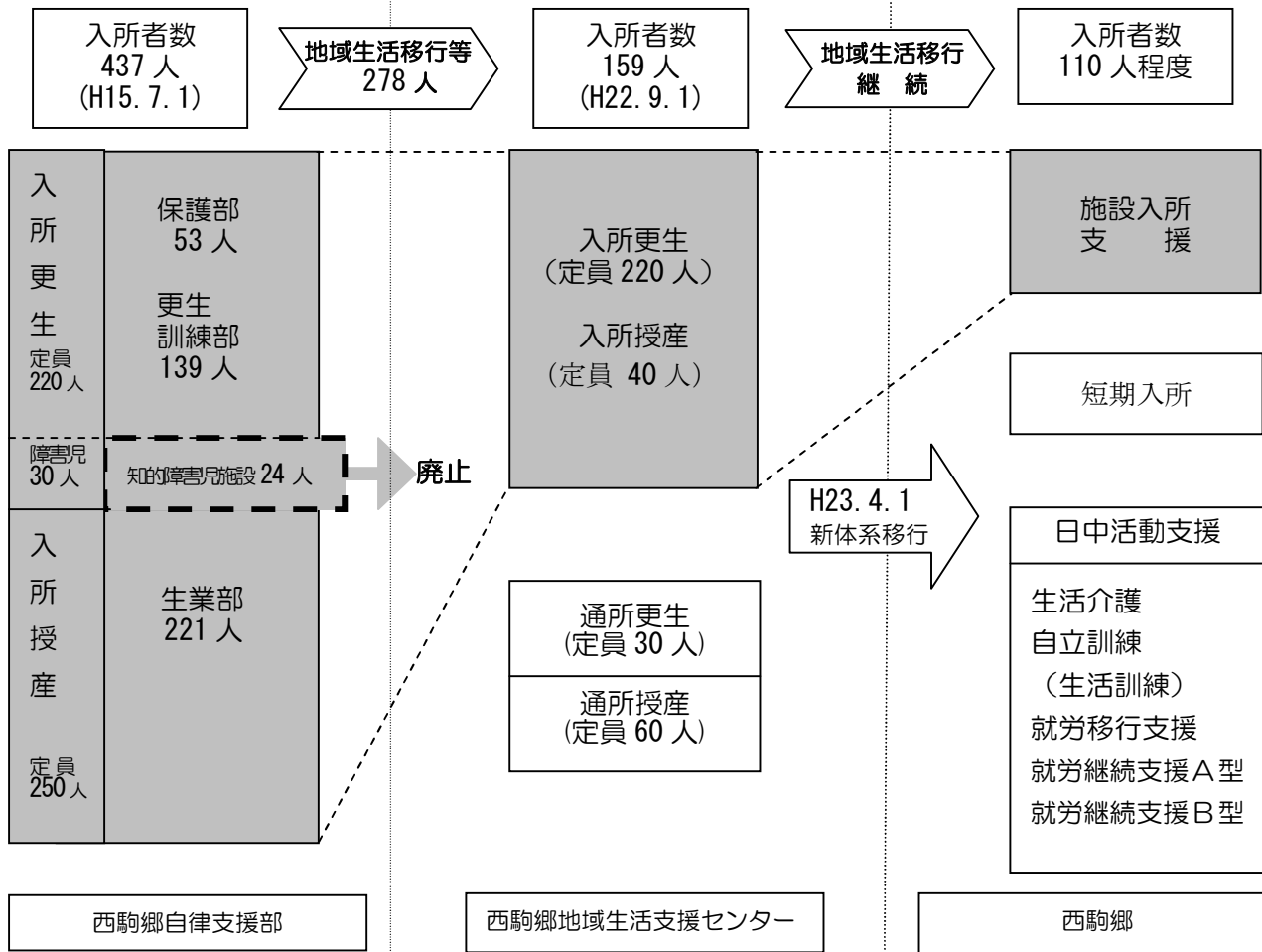
西駒郷は、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、現在、長野県社会福祉事業団が運営しています。同事業団への県職員の派遣は、22 年度を以って廃止し、平成 23 年度以降は事業団職員による運営が行われます。

施設運営上の状況や条件の変化を踏まえて、運営の仕方を十分検討しながら進めてまいります。

平成 15 年度

平成 22 年度

平成 25 年度以降



西駒郷基本構想終了後は、地域生活支援センターの各種支援機能は、西駒郷が引き継ぎます。

6 地域生活移行等の取組み状況

西駒郷では、平成15年度から21年度までに248人の利用者が地域生活に移行しました。この間、地域生活のために必要な資源として、グループホーム*、ケアホーム*（以下「グループホーム等」という。）などの生活の場や、日中活動の場、相談支援体制などが、おおむね計画に沿って整備されてきました。

また、西駒郷ではさくら寮の建設を始め、居室の個室化を図るなど生活環境の向上に取り組みました。

（1）西駒郷利用者の地域生活移行の状況

年 度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地域生活移行者	計画(人)	32	65	65	50	30	20	20
	累計	32	97	162	212	242	262	282
実績(人)	累計	29	71	56	32	17	25	18
内訳	グループホーム等	24	66	52	31	15	25	18
	アパート等	5	5	4	1	2	0	0

（2）地域生活移行推進施策の実施状況

ア 生活の場の確保

・グループホーム等の数

年 度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
グループホーム等	総数（4月1日現在）	66	91	143	197	232	270	310	348
当該年度補助事業による		14	46	43	23	27	21	13	20
整備数	うち西駒郷特別加算分	9	25	18	8	4			

※西駒郷特別加算により、西駒郷利用者が一定割合入居する場合に補助率を加算（補助率1/2→2/3）し、グループホーム等の整備を推進した。

- ・重症心身障害者等グループホーム（看護師、介護職員配置経費の加算）

年 度	H15	H16	H17	H18～H22
箇所数	2	4	6	9
定員（人）	8	18	28	41

※重症心身障害者等が安心して地域生活ができるよう看護師等の配置に考慮して県で加算してきたが、平成21年4月に報酬が大幅に増額改定となったため、その役割は縮小している。なお、上記以外にも、重度包括指定された事業所等において、障害の重い方の受入れが行われている。

イ 日中活動の場の拡大

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
箇所数	57	68	80	155	175	220	286
定員（人）	1,321	1,549	1,845	2,806	3,091	3,687	4,697

ウ 相談支援体制の整備

障害者総合支援センターの設置（10圏域）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
相談支援従事者等の配置（人）	34	65	68	68	138	148	161	167
相談件数	-	61,729	79,601	100,535	102,797	105,392	114,741	-

※障害者総合支援センターは平成16年度に設置、15年度数値は参考

（3）居住環境の改善

平成19年11月からさくら寮の利用を開始するとともに、平成22年11月にはまつば寮を改修して個室化するなど、利用者の生活環境の向上に努めました。

なお、ひまわり寮の一部の居室については2人部屋となっていることから、今後、個室化を図っていきます。

（4）知的障害児施設

知的障害児施設としての機能は、平成16年度末をもって廃止しました。